

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・こども大綱の策定及び推進
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども基本法（令和4年法律第77号）概要

目的

- **日本国憲法及び児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期**の各段階を経て、**おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他の**こどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること・**基本的人権が保障**されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱**の策定
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携**の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の**周知**
- **施策の充実及び財政上の措置**等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案**を作成
 - ② こども施策の**重要事項の審議**・こども施策の**実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**）をもって組織

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の**施行後5年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、**こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備**その他の**基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

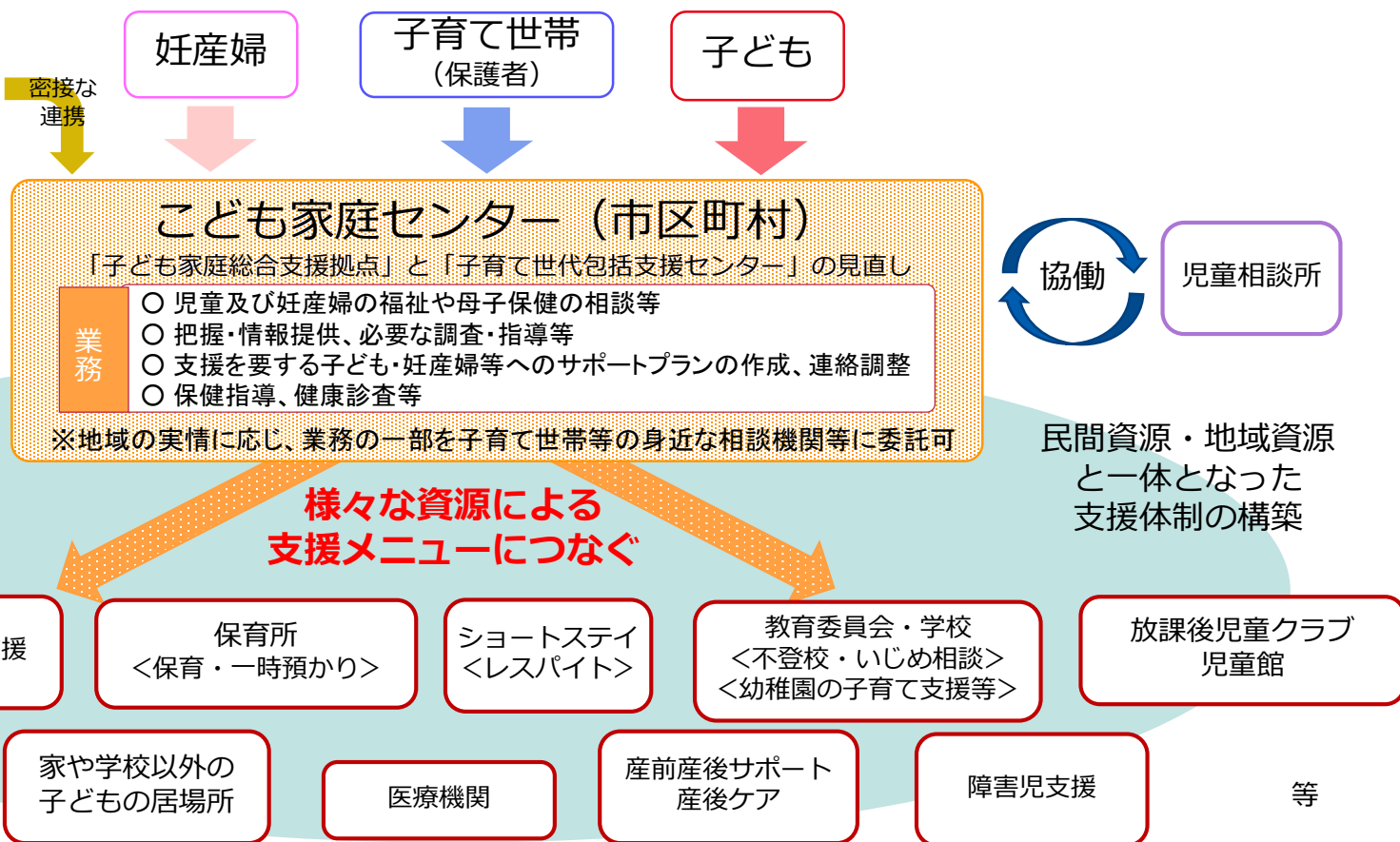
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。

- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。



市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※１ 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※２ 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

児童発達支援センターの役割・機能の強化（１．③関係）

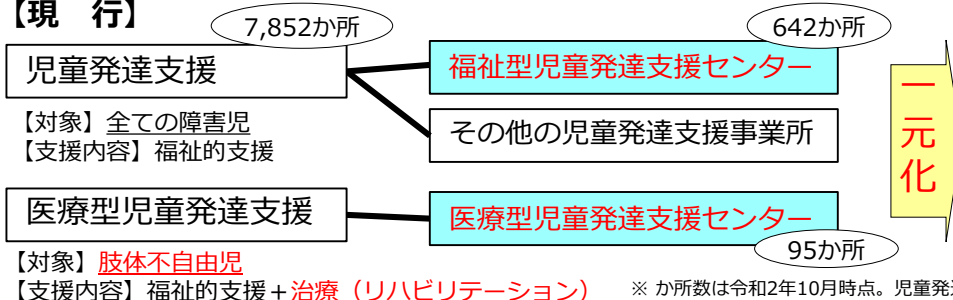
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

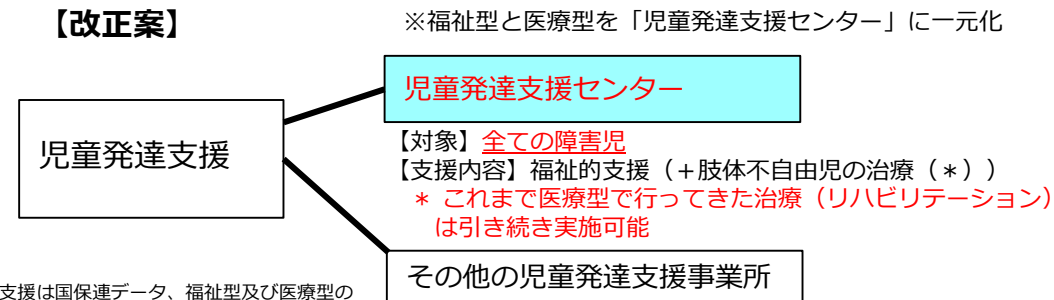
<改正案の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
　　<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現 行】



【改正案】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

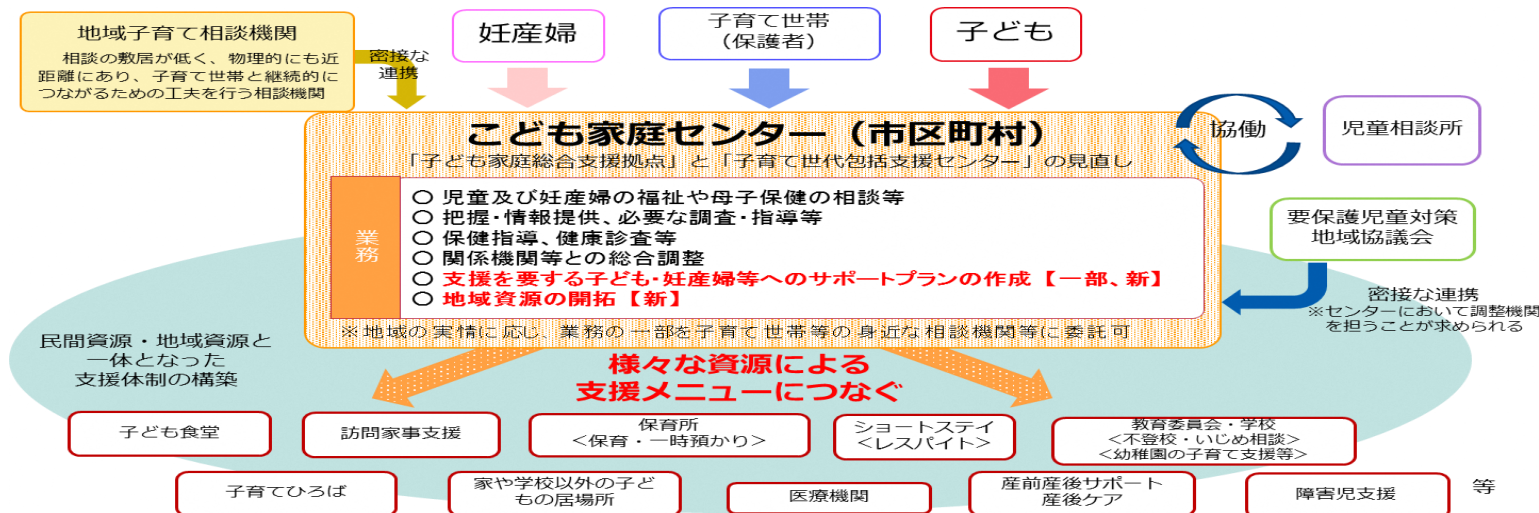
1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
 - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。

②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

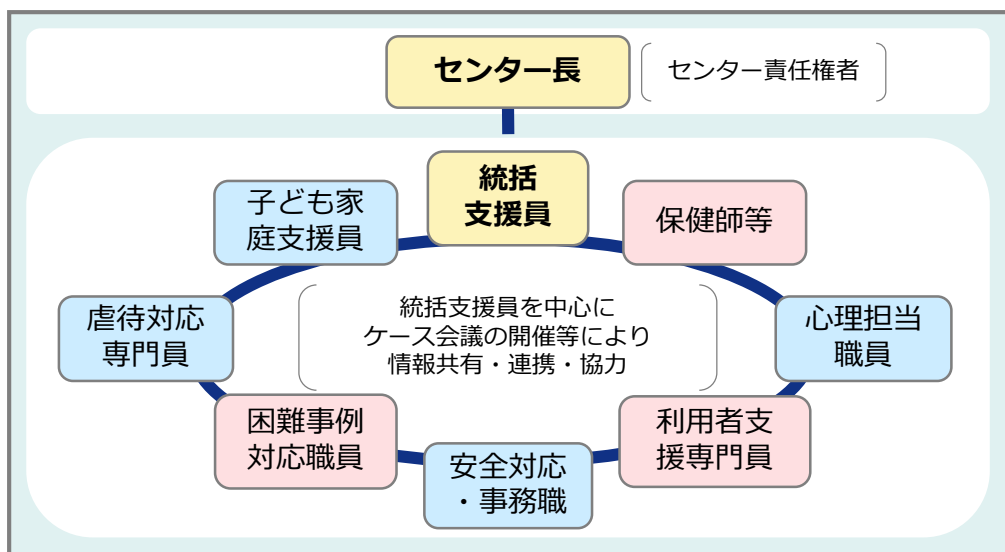
※一体的な支援体制の整備に当たっては、安心こども基金の活用が可能（R5まで、通例より高い補助率で支援）
※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



2. こども家庭センターの組織体制について

- これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点とは、それぞれの設立の意義や機能に基づき、整備されてきた。こども家庭センターでは、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行することとなるため、
 - ・ こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、同一の場所で実施することが望ましいが、
 - ・ 児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとする。
 - 一体的な提供ができる体制としては、例えば、以下のような要件を満たすことを想定。
 - ① 「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること
 - ② センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
 - ③ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
- ※ こども家庭センターについては令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとしており、詳細については調査研究の内容も踏まえ、お示しする予定。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



- 新たに配置を想定（現行、安心こども基金により財政支援。センター長と統括支援員は市町村の実情に応じて、兼務可。）
- 現行の子育て世代包括支援センター職員
- 現行の子ども家庭総合支援拠点職員

※ 自治体の規模別に柔軟な人材配置を検討予定

3. こども家庭センターの組織体制イメージ

こども家庭センター（市町村）の組織体制イメージ

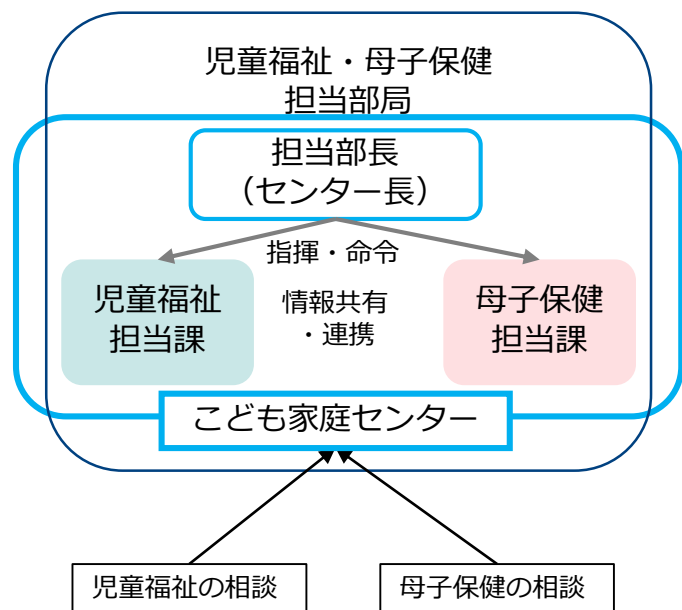
- ・ センターの設置において、組織・場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。
- ・ 市町村が直接センター業務を担う場合、例えば、以下のような対応が考えられる。

【パターン1】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が同一の部局（課）

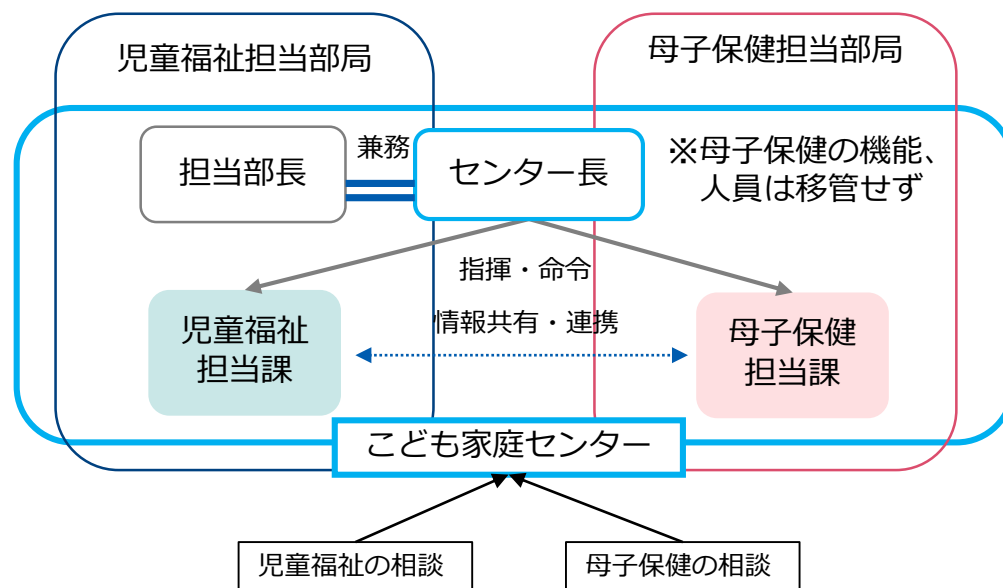
【パターン2】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が別の部局（課）

- ▶ 部局（課）長をセンター長に任命
- ▶ 一方の担当部局（課）長をセンター長に充て、両職員にセンター職員を発令し、必要な指揮命令系統を確立

【パターン1】



【パターン2】

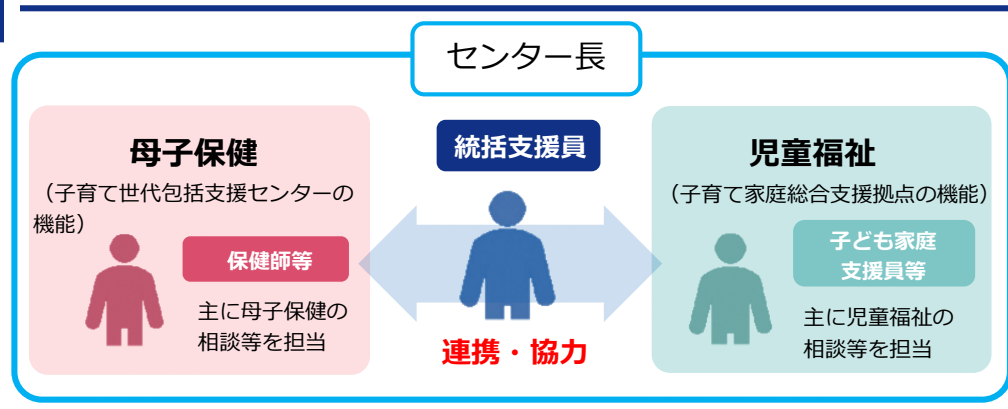


※母子保健担当部局にセンター長を配置する場合も想定される

4. 児童福祉と母子保健の一体的支援（連携・協力） ／ サポートプラン

こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

- こども家庭センターでは、主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施する。
- その上で、新たに配置される統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施することとなる。



サポートプラン（S P）

- サポートプラン（S P）の作成に当たってはできる限り妊産婦やこどもの意見を確認するとともに、作成したS Pは原則として本人に交付する。

- S Pの作成対象者は以下のとおり。

※②は、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」の作成対象者と同様である。

- ①児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者（改正児童福祉法第10条第1項第4号）
- ②母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項）

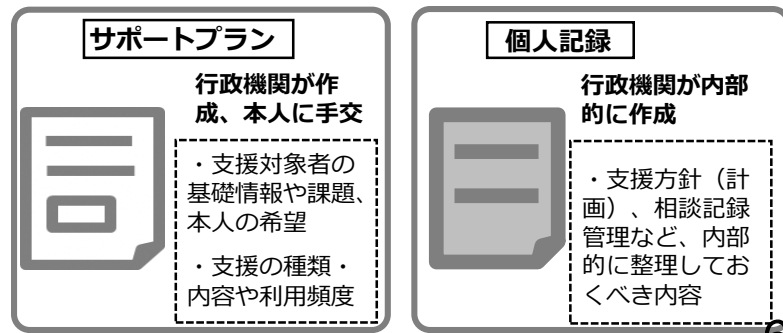
- S Pに記載する内容は以下を想定している。

基本情報：作成年月日・担当者、支援対象者の基礎情報や課題・本人の希望

支援内容：支援の種類・内容や利用頻度・期間

※今後、標準的な様式をお示しする予定

- S Pとは別に、支援対象者の支援方針（計画）や家庭状況、相談記録管理など、行政機関が内部的に整理しておくべき内容を記載する個人記録も作成する。



- 児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対する保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）は以下のとおり。

リスク **低**

一般の妊産婦
子育て家庭

特定妊婦
要支援児童等

リスク **高**

①保健師等による支援の必要な家庭の把握

妊娠の届出時の面談や、新生児訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握。

支援の必要な家庭について、統括支援員に相談し、合同ケース会議に報告するか検討。



②合同ケース会議の開催

統括支援員、保健師等、子ども家庭支援員等が参加する合同ケース会議を開催。

統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を保健師等と子ども家庭支援員等が共有した上で、特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断や、当該家庭への支援方針の検討・決定を行う。



③サポートプラン（SP）の作成

特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された場合には、保健師等と子ども家庭支援員等がSPを一体的に作成し、両者が連携・協力してSPに基づく支援を実施する。

※なお、（１）乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な場合や、（２）要支援児童等のうち非行少年など児童福祉の観点のみから支援が必要な場合は、上記フローによらず、（１）は保健師等が中心となって、（２）は子ども家庭支援員等が中心となって、SPを作成する。